B.4.0.0.1(第二号)

第六巻

20. イタリア平和条約の成立の経緯とその内容 昭和25年1月
21. 戦争状態終了の宣言関係 自昭和25年1月
22. 中ソ友好同盟条約の解説 自昭和25年2月
23. 講和条約の手続問題 自昭和25年2月
24. 平和条約と日本の領土 自昭和　年　月
25. 吉田総理・ピアソン加外相会談準備書類 自昭和25年2月

外務省

26. セパレート・ピース成立後における日本と講和条約 自昭和　年　月
不参加国との関係 自昭和25年3月
27. 最近の国際情勢について 自昭和25年5月
28. 平和問題に関する基本的な立場 自昭和25年5月
29. 戦後の日本の移り変り（調書） 自昭和25年6月
30. 戦争状態終了宣言に関する総理の質問に対する説明 自昭和25年7月

B'.4.0.0.1(第二巻)

第六巻 ↔ 第七巻

31.	講和の心構え	昭和25年7月			
32.	双務的単独講和方式に関する考察	自昭和25年8月			
33.	国際情勢についての一考察	自昭和25年10月			
34.	講和問題に関する決議、意見、要望書類	自昭和26年2月			
35.	参考資料	自昭和21年3月			
		自昭和　年　月	外務省		
		自昭和　年　月			
		自昭和　年　月			
		自昭和　年　月			
		自昭和　年　月			
		自昭和　年　月			

B'.4.0.0.1(3-3)

3. 平和条約の時期及び手続

B'.4.0.0.1(第二巻)

解除
第7回公開

対日平和條約の時期、超革手続等について

一九五一年一月　条約局長記

「対日平和條約の時期」

対日平和條約の時期についてはこれまでに関係国の当局者、評論家等が色々の声明や観測を発表しているが、モスコー会談の結果から見て今年問題は、対独、伊、日、独、伊、約を、待つか、、、、対日、独、約を先きにするかの点に帰着していると思う。そのいずれになるかを予断することは目下の段階では困難であると思う。（最近フーバーの意見及びその反響等からみて対日條約を先にする意見が強まつているように思はれる。対独條約問題は、モスコー会談で九月の国際組合総会の機会に今一度国大臣外相間に話合をした上本年十一月に正式外相会議を開くこととなつているが米国としてはトルーマン声明の後モスコー会談の不成功のまま「時間が解決する」として十一月まで放つて置くことは、殊に

外務省

0006

B'.4.0.0.1(第一部)

大東亜戦争の開始かんみて、国論ではあるまいか。依存の意見としては、たいうちに、第一段階としてはどの点に関し何等かのムードを来るのでないかと思ひます。

「平和條約締結及び安全保障

独逸との戦争の開始は、対日平和條約を伴うのにどの程の時間がかかるかと言う問題は、無視される事情で、対日條約の締結を結ぶかと言う問題に帰着する。

そこでポツダム方式と称せられる対伊條約の起草手続を思ひ出してみる必要があるが、対伊條約は一昨年八月ポツダム会談で外相会議の起草する旨が決定されて

(一)一昨年十二月のモスコー会議で條約起草の手続が決定し

(二)昨年東亜諸国外相会議による草案起草

(三)昨年七月末より十月中旬に渡るいわゆる二十一ヵ国平和会議による協議

(四)昨年十一月四国外相会議による最後的起草を経て

(五)本年二月調印せられたのであつて

起草手続決定より一年二ヵ月を要している。(しかもまた批准寄託効力発生に至っていない。)

対日平和條約が類似の手続によつて起草せらるるものと仮定すれば、相当急いでも矢張り起草手続決定より條約調印まで彼れ一年はかかるであろう。

対日條約は起草手続がまた決定していないのである。最近ソ一カ国(米、英、ソ、華、仏、蘭、加、濠、印、ニュージーランド、比)による起草を主張する向が多い。対日條約について豪洲等の自治領の発言権を尊重しようとする英国の主張する所であり、又ソ連の発言権に対抗するために出来るだけ多数国によつて起草することを有利とする米国の賛成する所である。モスコー会談でも米国は対独條約の起草参加国の範囲拡大を主張

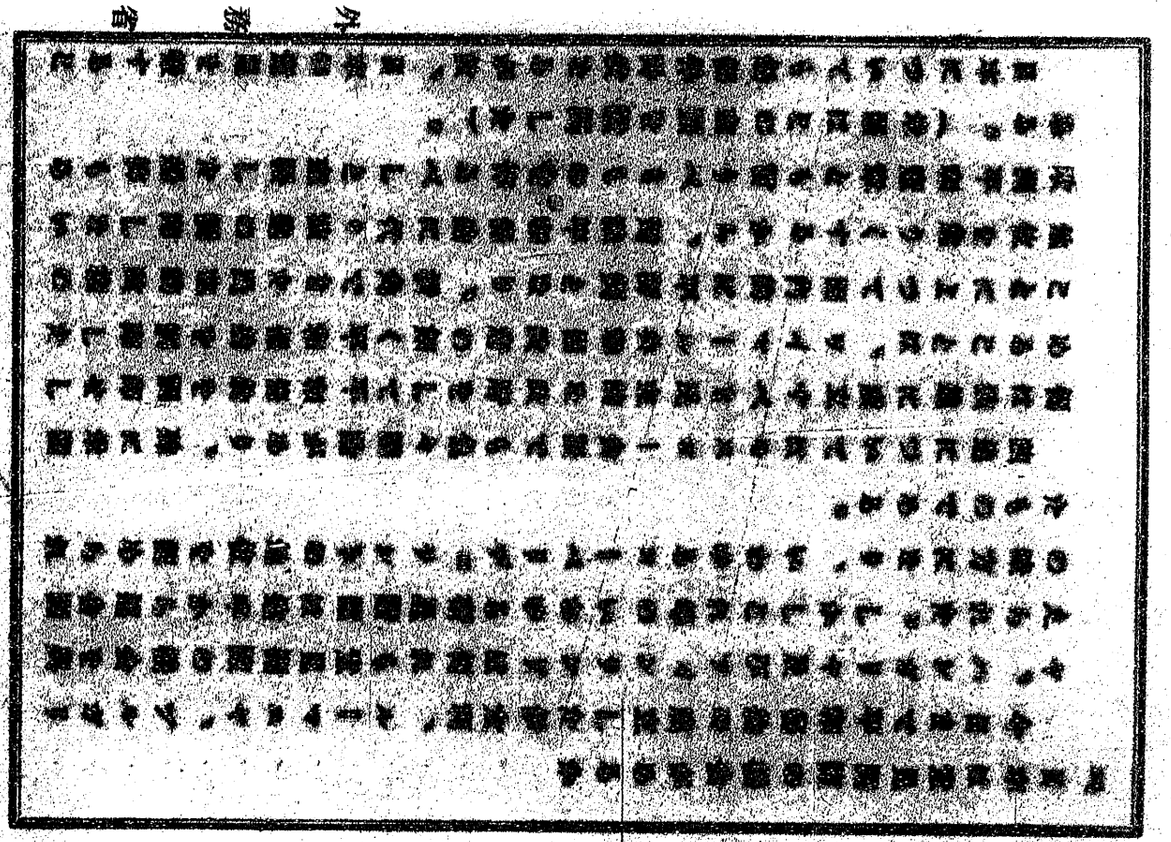

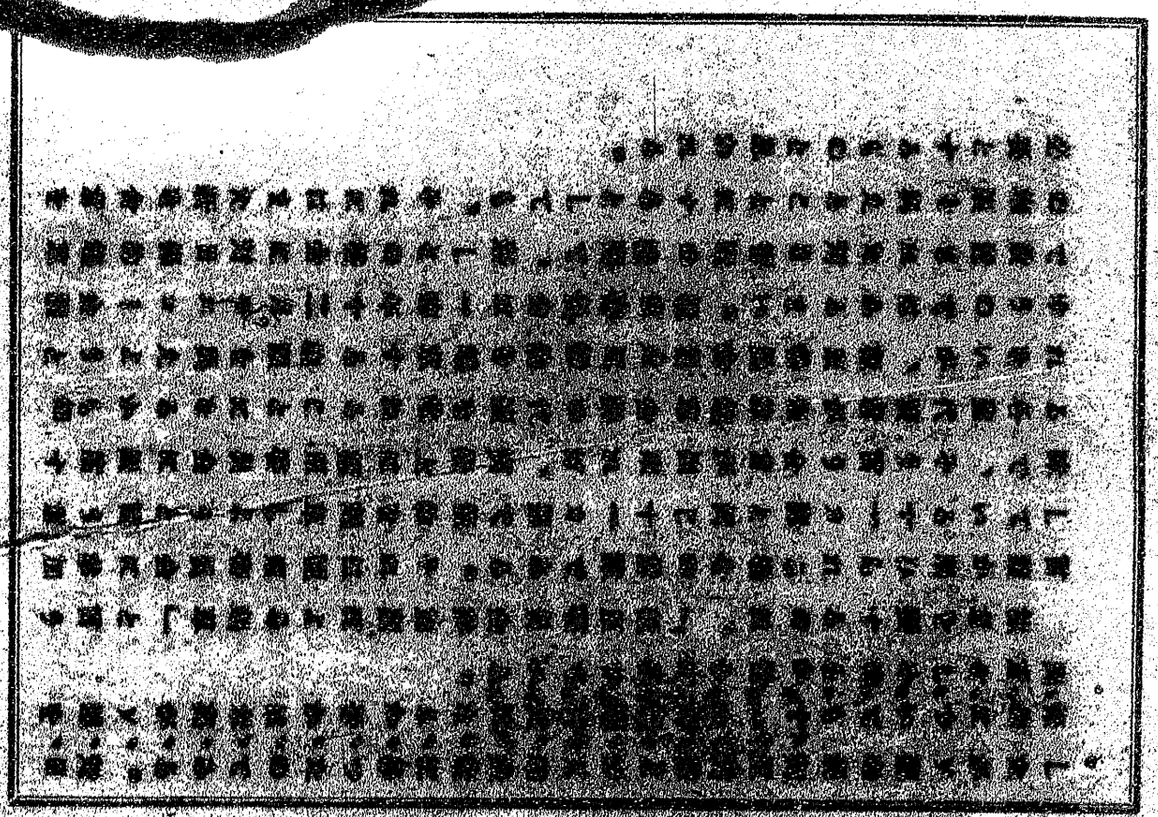

B.4.0.0.1/2-4

B.40.0/3-3

0012

0011